補償期間は・・・

2023年4月1日午後4時 ～ 2024年4月1日午後4時まで1年間

事故の際は・・・

事故の際は、遅滞なく会員本人より、直接下記事故受付窓口まで次の事項をご連絡下さい。また、下記「事故解決に向けての留意点」をご参照ください。

【事故の際に、ご連絡いただきたい事項】
まずは「横浜市安全教育振興会の制度」である旨をお申し出ください。
①学校名 ②学年・クラス ③事故発生日時・状況 ④事故発生場所 ⑤加害者の氏名 ⑥被害者の氏名
⑦事故の原因 ⑧被害の程度 ⑨その他の必要事項（同内容の他の保険契約の有無等）
※自己負担額が設定されています。詳細は制度の補償内容をご確認ください。
※ご家族の自動車保険・火災保険の特約等で「個人賠償責任保険」へのご加入があるかどうか、ご確認ください。
※在籍確認等のため、学校へ事故発生の事実等をお伝えさせていただく場合がございます。

万一事故にあわれたら	**日新火災事故受付センター** フリーダイヤル **0120-232-233** **（受付時間：24時間365日）** ※携帯電話からもご利用いただけます。

【ご注意】
1. 事故が発生した際には、 遅滞なく上記事故受付窓口にご通知ください。ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、 保険金の一部がお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
2. この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談代行サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、日新火災からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。 また、日新火災の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
3. 同内容の他の保険契約等にご加入されている場合は、補償に重複が生じることがあります。発生した事故に対して、他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、その保険金等の合計額を差し引いてお支払いします。
4. 必要書類をご提出いただく等所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期をご連絡し、お支払いまでの期間を延長することがあります。
5. 事故受付の際にご連絡いただいた情報は、保険金支払に関する業務のために使用し、他の目的のために使用することはありません。
6. 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者（被害者又はその遺族）は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行使することができます。

事故解決に向けての留意点

●相手の方と約束をなさる前に必ず、日新火災までご連絡・ご相談ください。
相手の方から何らかの損害賠償請求を受けた場合は、お約束やお立替をされる前に、必ず事前にご相談下さい。
ご相談なくお約束やお立替をされますと、保険金をお支払いできない場合もありますので、ご注意ください。

●円満解決に向けて
相手の方におケガがある場合は、お見舞いやお詫びなど、できるだけ誠意ある対応をお願いします。円満な事故解決のための重要なポイントになります。

●事故の日時・場所・状況を明確にしてください
事故の日時・場所・状況を明確にすることで、その後の事故対応がスムーズになります。
日時や場所が不明瞭である場合、お支払い可否のご連絡や損害額の決定に時間がかかることがあります。円滑な事故解決の妨げにもなりますので、必ず正確な情報をご連絡ください。

※保険金は、被保険者（加害者）からの請求に基づき、賠償金等を支払済みの被保険者（加害者）や、病院、修理工場などへお支払いします。

＜ご加入時の確認事項＞

●保険会社が破綻した場合の取り扱いについて
保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削除されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては引受保険会社までご照会ください。

（注）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。詳細につきましては、取扱代理店または日新火災へお問い合わせください。

文書番号：2112-0001-1　2022年12月作成

＊この制度の対象となる方は横浜市安全教育振興会の会員に限ります。

2023年4月

一般財団法人 横浜市安全教育振興会　会員のみなさまへ

横浜市安振会 賠償責任補償制度のご案内

この保険契約は、横浜市安全教育振興会を契約者とする「PTA賠償責任保険」の団体保険であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は横浜市安全教育振興会が有します。
この保険は「賠償責任保険普通保険約款」に「PTA特別約款」をセットしてお引受けします。

加入方法　一般財団法人**横浜市安全教育振興会が団体加入します。**

補償期間　2023年4月1日 午後4時 ～ 2024年4月1日 午後4時

本補償制度は、子どもたちの日常生活やPTA活動の遂行における、万が一の賠償事故に備える目的で発足しました。
横浜市安全教育振興会による団体制度とすることで、全ての会員への補償を実現しました。

賠償責任補償制度の補償範囲

■・・賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所		PTA活動中	学校管理下外（日常生活中）	学校管理下（※注1）
主な責任主体		PTA	児童・生徒	
補償の対象と範囲		「PTA活動中」の補償	「24時間」の補償	
事故の原因	故意	×（支払対象外）	×（支払対象外）	
	過失	○（支払対象）	○（支払対象）	学校の管理責任「あり」×（※注2）（支払対象外） 学校の管理責任「なし」○（※注2）（支払対象）

（※注１）「学校管理下」・・「登校から下校までの全ての時間（休み時間中・課外活動中も含みます）」が学校管理下となります。
（※注２）「学校の管理責任」・・日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。

一般財団法人 横浜市安全教育振興会

事務局　横浜市中区常盤町3-25 サンビル7階
電話 045(662)7835　FAX 045(662)9831

●万一事故にあわれたら
日新火災事故受付センター（受付時間:24時間365日）　TEL：0120-232-233（フリーダイヤル）※携帯電話からもご利用いただけます。

●事故全般に関するお問合せ先
日新火災海上保険(株)首都圏火新サービスセンター
東京都千代田区神田駿河台2−3
TEL:03(5282)5558

●当該制度全般に関するお問合せ先
取扱代理店　PIA株式会社
横浜市中区常盤町3−25サンビル9階　TEL:045(305)4133
引受保険会社　日新火災海上保険(株)横浜サービス支店
横浜市中区弁天通5−72　TEL:045(633)5291

横浜市安全教育振興会賠償責任補償制度の補償内容

この制度は、子どもたちや安全教育振興会会員による加害事故を補償するもので、子どもたちや安全教育振興会会員本人のケガなどの被害事故は補償の対象となりません。

児童・生徒賠償責任補償条項

補償の対象となる方（被保険者）	補償の範囲	補償の内容	補償の対象となる事故例	支払限度額	補償の対象とならない場合（主なもの）
児童・生徒および親権者その他の法定監督義務者 ◇被保険者相互間における他の被保険者は、他人とみなします。	日本国内における日常生活に起因する賠償責任（24時間） ・児童・生徒に過失があった場合が対象となります。	補償期間中に、児童・生徒が誤って他人にケガをさせる等他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したりして、児童・生徒又はその法定監督義務者（保護者）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 （ご注意1）本制度は児童・生徒に責任能力がない場合で法定監督義務者（保護者）の方が責任を負う場合も補償の対象となります。 （ご注意2）お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。	自転車に乗っていて、誤って他人にぶつかってケガをさせた トレーニングの為路上を走っていて、誤って他人にぶつかってケガをさせた キャッチボールをしていて他人の家のガラスを割ってしまった 買い物中に誤って店の商品を壊した 	対人・対物合算 1事故 100万円 自己負担額 1事故　5千円 （注）対人事故・対物事故合算して100万円が限度となります。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④自動車、バイクなどの車両や銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ⑥他人からの借用品・預かり品に対する賠償責任（例：借用中のパソコンやタブレット端末を壊した） ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧海外での賠償責任 ⑨被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任 ⑩補償期間（保険期間）の開始時より前に発生もしくは終了時より後に発生した事故による損害 等

補償の内容に関する留意点

当制度では子どもたちの過失により他人の身体および財物に被害を与え、その結果法定監督義務者である保護者等が法律上の賠償責任を負った場合を、補償の対象としています。子どもたち以外にも原因者があり共同責任を負う場合は、その責任割合に応じて子どもたちの責任部分をお支払いします。子どもたちの故意によるものや学校側の管理・監督下における学校の責任部分、スポーツ中の事故等その行為自体が賠償責任を問われないもの、道義的な責任については補償の対象とはなりません。

＜1＞故意と判断される場合

子どもたち本人は、自らの責任能力（個人差はありますが概ね中学生になれば備わっているとされる）によって、自分の行為の結果を予測・認識できると思われます。このため、損害が発生する事を認識しながらその行為を行っている場合は、故意とみなされ当制度の補償の対象となりません。

【具体例】中学2年生が休日に学校に向けて石を投げ学校のガラスを割ってしまった。

→　故意とみなされ補償の対象となりません。

理由：石を投げたら損害が発生する事を認知して（行動の結果を予測する能力が備わっている）いながら行為を行ったため、故意とみなされるためです。

＜2＞学校の管理責任について

当制度においては学校管理下中の事故については補償の対象となりません。授業中・部活動中などにおいて、子どもたちの行為による学校所有財物・生徒所有物・財産（窓ガラス等）への損害が発生したケースなどにおいて、学校の指導すべき管理責任の範囲であり、当制度の補償の対象となりません。

【具体例】小学3年生が理科の授業の実験中に顕微鏡を落として壊してしまった。

→　学校の管理責任とみなされ、補償の対象となりません。

理由：学校内において、このような行為をさせぬよう、子どもたちに対して指導すべき学校側の管理・監督責任が問われるためです。

＜3＞スポーツ中の事故について

スポーツ・運動など一定の危険を相互に認識して行う行為において傷害（ケガ）事故が発生し、結果として原因者がある場合では、法律上の賠償責任が発生せず、当制度の補償の対象となりません。

【具体例】テニスのプレイ中に打球が相手の顔に当り、眼鏡を破損してしまった。

→　事前に相互に危険を認識した上での事故であり、賠償責任が発生せず、補償の対象となりません。

理由：一般的にスポーツをする当事者はゲーム中に相手との接触等の危険を双方認識しており、賠償責任は発生しないためです。

管理者賠償責任補償条項

補償の対象となる方（被保険者）	補償の範囲	補償の内容	補償の対象となる事故例		支払限度額	補償の対象とならない場合（主なもの）
会員	日本国内におけるPTA管理下における賠償責任 ・PTAに過失があった場合が対象となります ・PTA活動に参加中の教職員が起こした事故も、PTAに過失があれば対象となります。	①補償期間中に、PTA活動の遂行に起因し他人にケガ等、身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したりすることにより、PTAが管理者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた 	対人	1名　1億円 1事故　1億円 自己負担額1事故1千円	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動 ③地震、噴火、洪水、津波等の天災 ④自動車、バイクなどの車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤被保険者の占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任 ⑥海外での賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任 ⑧被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗または貸主に返還した日からその日を含めて30日経過後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取り壊しなどの工事に起因する賠償責任 ⑩PTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等
				対物	1事故　1億円 自己負担額1事故1千円	
		②補償期間中に、PTAが第三者から借用したスポーツ用具等の財物を使用・管理中に損壊させたり紛失もしくは盗まれたことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	PTA総会で使用するために借用した設備を過って落として壊した 	借用物	加害者1名　10万円 年間通算　500万円 自己負担額1事故5千円	

◇「PTA」とは、父母と先生の会をいい、生徒等の校外における生活の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒等の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

◇「PTA管理下」とは、PTAの指揮・監督および指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および生徒等がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含みません。

◇「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいいます。

※掛け金（保険料）は、横浜市安全教育振興会会費に含まれています。

【お支払いする保険金、お支払い方法】

（1）お支払いする保険金

引受保険会社が承認した次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費等）※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。

②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用※引受保険会社の書面による同意が必要になります。

③賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用及びあらかじめ引受保険会社が同意した費用

④引受保険会社の求めに応じて引受保険会社への協力のために支出された費用

⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用

⑥損害の防止・軽減に必要または有益な費用

（2）保険金のお支払い方法

●①は、自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

●②から⑥までの費用は、全額をお支払いします。ただし、②について損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。